

看護小規模多機能居宅介護フローラの場合

複合型サービス事業所フローラ

代表取締役 川名 延江

1. フローラ立ち上げまで

1) フローラを起業しようとした動機

実習指導での体験

看護専門学校で在宅看護の実習指導をしていながら在宅生活の現状を目の当たりにしたことが動機になった。

介護保険が始まっているのに、サービスが行き届かずに困りごとが多く、市役所の相談するように伝えた、難病の方は、病気自体が知られておらず、家族に負担がかかっている状態で24時間家族が拘束されている状態であった。また障害児の母親は、周囲の人に知られたくないために一人で抱え込んで育児を担って疲れ切っている状態であった。

2) 退職後の役割を考える。

今までの自分の経験を役立てられることはないかと考え看護の知識・経験を生かした仕事として看護小規模多機能居宅介護事業所の設立を考えた。また実習指導を通して考えた問題について、少しでも対処できるのではないかと考えた。

3) 看護小規模多機能居宅介護設立の準備

① まず、介護支援専門員の資格取得、看護小規模多機能居宅事業所の管理者取得の研修受講から開始した。地域密着型サービスとは、介護保険法等法律的なことを学んだ。また実践するための多くのことを理解することができた。

② 2年間、訪問介護事業所・介護支援事業所で実際に学んだ。

鴨川市には、児童発達支援・放課後デイサービスがなく放課後のサービスの希望がある。

③ 医療行為（吸引・胃瘻注入・酸素吸入等）を必要な利用者の利用できるサービスが少ない。障害のある方のサービスが少ないということが解かったので看護小規模多機能居宅介護事業を行うことに決めた。

④ 障害のある方については、身体障害の方から利用を開始とした。

看護小規模多機能居宅介護は、介護・看護サービスが、通い・泊・訪問を一体的に行うことを生かしたサービスで成果を上げることができると考えた。

4)事業所の指定

複合型サービス事業所・共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス・訪問介護・訪問看護・共生型生活介護・共生型短期入所・難病患者に対する医療機関・基準該当事業所（短期入所）・居宅介護支援（生活保護）等の指定を受けた

2. 実際

鴨川市を中心にサービスを開始しました。

介護保険に携わった職員を採用したこと、亀田総合病院からの依頼が多いことで連携が取りやすかったことで、工夫することができ、多くの方々とのかかわりがスムーズに行えるようになった。亀田総合病院以外の病院については外来の当番時間以外の時間に連絡するなど工夫しました。

病院・役所関係についても、お互いにはじめての経験であり連携をとることが、大切で、初歩から調べたがここからが解からないとか、個々の意味が分らないとか、具体的に示して、聴くようにしました。相手もはじめてなのでと協力して頂きました。

利用者と家族の皆様への対応は、はじめてでわかりにくいサービスであることを前提に説明することにしました。例えば、通い・泊・訪問ができますと言われても、今までは通い・泊・訪問は別々の事業所でサービス提供されていた人に解かりにくい、看護も介護もできますと言われても理解し難い等がありましたが、多機能居宅介護という言葉で説明して理解して頂きました。

医師・家族・看護師・介護士・介護支援専門員など係る関係者との連携を丁寧に行うことが重要だと考えます。

さらに大切なことは、職員間のコミュニケーション・ショウトカンファレンス・報告・連絡・相談が重要だと考え実践しております。